



令和3年7月9日  
四国地方整備局

## 四国地方整備局入札監視委員会第一部会の 審議概要について

令和3年度の四国地方整備局入札監視委員会総会及び第一部会（第1回定例会議）を下記のとおり開催しました。

総会では、委員長の選任と委員長代理の指名及び各委員の部会所属の指名が行われました。（別添名簿のとおり）

その後、第一部会の定例会議が開催されました。

審議内容は、令和2年10月から令和3年3月までに四国地方整備局（港湾空港関係は除く）が発注した工事、建設コンサルタント業務等及び役務・物品の中から委員が抽出した8件の入札・契約手続に関する事項について審議を行いました。

審議概要は別添のとおりです。

なお、審議の結果、委員会による意見の具申又は勧告はありませんでした。

### 記

開催日 令和3年6月9日（水）  
場 所 高松サンポート合同庁舎

### 問い合わせ先

高松市サンポート3番33号 電話 087-851-8061（代表）

四国地方整備局入札監視委員会事務局

主任監査官 辻 田 衛 （内線2114）  
契約管理官 池 本 雄 一 （内線2222）  
技術開発調整官 庄 野 達 也 （内線3120）

別添

四国地方整備局入札監視委員会名簿

委員会役職	氏名	職業	所属部会
委員長 第一部長	やま なか みのる 山 中 稔	香川大学教授	第一部会
委員長代理 第二部長	やま さき やす し 山 崎 泰 志	公認会計士・税理士	第二部会
委員 第二部長代理	た だ くに なお 多 田 邦 尚	香川大学教授	第二部会
委員	うお ひで たか 潮 秀 隆	弁護士	第一部会
委員	おか さき み え こ 岡 崎 美 恵 子	公認会計士	第一部会
委員	かす が かわ みち こ 春日川 路 子	香川大学准教授	第一部会
委員	くら うち しん や 倉 内 慎 也	愛媛大学准教授	第一部会
委員	た むら ゆう いち 田 村 祐 一	弁護士	第二部会

(委員は50音順：敬称略)

(注) 第一部会は、港湾空港関係を除くものについて審議する。

第二部会は、港湾空港関係に係るものについて審議する。

別添

四国地方整備局 入札監視委員会第一部会第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和3年6月9日(水) 高松サンポート合同庁舎 13階 災害対策室					
委員 (部会委員 4名)	部会長	山中 稔 (香川大学教授)				敬称略
	委員	潮 秀隆 (弁護士)				委員は50音順
	委員	岡崎 美恵子 (公認会計士)				
	委員	春日川 路子 (香川大学准教授)				
審議対象期間	令和2年10月1日 ~ 令和3年3月31日契約分					
審議案件	総件数 8件(工事 4件、建設コンサルタント業務等 3件、役務及び物品 1件)					
	入札方式	件名	契約の相手方	契約金額 (千円)	入札者数	落札率 (%)
工 事	一般競争 (政府調達協 定適用)	令和2-4年度 南国安芸道路物部川橋上部工事	(株)三井E&S鉄 構エンジニアリ ング	789,690	16	91.10
	一般競争 (政府調達協 定適用外)	令和2-3年度 肱川加世堤防外第3工事	(株)西田興産	184,800	2	96.45
	一般競争 (政府調達協 定適用外)	令和2-3年度 国道192号三島地区舗装修繕外 工事	東亜道路工業 (株)	387,750	7	90.62
	随意契約 (政府調達協 定適用)	令和2-6年度 国道32号高知橋耐震補強外工事	大成建設(株)	2,173,600	1	99.19
建設コン サルタン ト業務等	簡易公募型 競争入札	令和2-3年度 新居浜バイパス地質調査業務	田村ボーリング (株)	12,342	10	82.68
	通常指名 競争入札	令和2-3年度 那賀川管内測量業務	阿南測量設計 (株)	14,740	10	93.51
	簡易公募型 プロポーザル	令和2年度 道路橋の維持管理に向けた3次 元データの検討業務	復建調査設計 (株)	35,200	5	100.00
役 務 及び物品	一般競争	国営讃岐まんのう公園で使用する 電気	テプコカス ターサービス (株)	24,680	3	72.47
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指名停止等の運用状況</li> <li>② 談合情報等への対応状況</li> <li>③ 再度入札における一位不動状況</li> <li>④ 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況</li> <li>⑤ 一者応札の発生状況</li> <li>⑥ 不調・不落の発生状況</li> <li>⑦ 高落札率の発生状況(工事)</li> <li>⑧ 四国地整及び事務所ごとの平均落札率</li> </ul>					
委員からの意見質問、それに対する回答等			別紙のとおり			
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし			
備 考						

1. 抽出案件の審議概要

(1) 一般競争入札（政府調達協定適用工事）	
意見・質問	回 答
<b>令和2－4年度</b>	
<b>南国安芸道路物部川橋上部工事</b>	
<b>● 共通仮設費について</b>	
A企業が共通仮設費を他の2倍超で設定して予定価格超過となっている。その原因を分析されていたら、教えていただきたい。	共通仮設費のうち、仮設材運搬費が他者より高くなっているのが原因である。
<b>● 施工体制確認の追加資料の提出について</b>	
調査基準価格未満の場合、追加資料の提出がないことが多いように思うが、現在、実際にそのような傾向があるか。もしそうだとすると、その原因を分析されていたら、教えていただきたい。	調査基準価格とは、予算決算及び会計令において、ダンピング受注の排除、防止を図る観点から、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」とされている。調査基準価格未満で入札した場合、追加資料を求めてヒアリングを行うが、「品質確保や、施工体制確保の確実性が十分に確保できると証明できない」と自ら判断していると考えられる。
調査基準価格未満の場合に追加資料が出てこないということだが、調査基準価格を大きく下回ってはいないので、企業としては説明がしうるのではないかと思う。ヒアリングに踏み込んでこないのはそれが煩雑ということが考えられないか。恐らく企業は、そのヒアリングや説明資料作成の煩雑さと今回契約を取るという費用対効果のバランスで多くが辞退しているのではないのか。	公共工事の発注では、仕様と規格を定めており、それに対して求めるべき品質等が担保されているかどうかを、調査基準価格を定めて判断している。それを下回る価格で入札するのは、発注者が求める品質等がどこかで確保できないと考えている。調査基準価格を下回る入札者は、施工体制の確認をヒアリングにて行い、その入札価格に対して品質等が確保できることを証明しなければならない。また、その際には新たな資料の提出も必要となる。それらを総合的に判断して辞退される方が多いと考えている。
入札不調に終わった原因が、今回のようにヒアリング資料の提出辞退になった原因とすると、品質の担保であるとかダンピング予防と分かるが、不調に終わる原因になる若しくは参加者の参加意欲を途中で削いでしまうようなものだとしたら、今後一者応札が多くなっている状況下において、もう少し柔軟な対応があってもいいのではないか。	一者応札で入札が無効になるというのは残念だが、入札参加者も同様と考えている。

(2) 一般競争入札（政府調達協定適用外工事）	
意見・質問	回 答
<b>令和2－3年度</b>	
<b>肱川加世堤防外第3工事</b>	
<b>●施工体制の確認について</b>	
施工体制の確認をどのように評価しているのか。全ての企業が15点満点になっている。施工体制の確認はどのような内容を意図されているのか。	入札された金額で発注者の求める工事の品質等が確保できると回答があれば、施工体制が確保されていると考えている。
施工体制の確認型というのは施工体制が求めている基準を満足しているかどうかを確認するタイプという理解でよろしいか。だとすると満点でクリアすることを確認するということか。	そのとおり。
施工体制を確認する際に下請企業を含めて体制を確認すると思っていた。そうでは無く下請契約がまだ未了の段階で体制を確認をされているのか。	施工体制確認の時点では、まだ契約に至っておらず入札参加者は下請企業との契約を行っていない。下請を前提として品質確保できる施工体制を取りますという確認をとっている。
この評価点を付ける時の十分確保され、認められるとはどういうことを以て認めているのか。	契約の可能性のある者から必要な施工体制について確保するという確認書をいただいて、それを担保に評価を行っている。
この確認書というのはこの制度の中の1つの提出書類として位置づけられているのか。	入札契約手続きの一部になる。
<b>●参加企業が少ない理由について</b>	
参加資格を満足する企業が26者あったのに対し、実際に参加したのが2者となった理由としてはどのような点が考えられるのか。	平成30年7月豪雨により、愛媛県南予地域は大きな被害を受け、現在も多くの災害復旧工事が行われている。そのため、地元企業の技術者に余裕が無いことも考えられる。

<b>令和2－3年度</b>	
<b>国道192号三島地区舗装修繕外工事</b>	
<b>●一般管理費について</b>	
一般管理費だけ官積算と比べて5割台のところまで全ての企業が金額を入れてきている。ここだけなぜ低い数字になってきているのか。	一般管理費は、企業の運営費や企業の利益からなる。そのため各企業は、競争性を発揮するために、この額を調整するケースが多いと聞いている。
<b>●発注の時期について</b>	
施工距離が長い工事になっている。工事の期間、今回は梅雨を除いた時に舗装工事をするということになっていると思うが、発注の時期はどのように工夫されているのか。	余裕工期を設定し、入りやすい現場から入り、それに適した時期を勘案した日程表を作成している。

(3) 随意契約（政府調達協定適用外工事）	
意見・質問	回 答
<b>令和2－6年度</b>	
<b>国道32号高知橋耐震補強外工事</b>	
<b>●交渉権者の取扱について</b>	
優先交渉権者と同時に「交渉権者」も決定しているが、交渉権者はこういった取り扱いになるのか。	交渉権者とは、優先交渉権者の次点の者となる。優先交渉権者と発注者との価格交渉が成立しなかった場合、交渉権者と交渉を実施する。
<b>●施工体系図の中の斜線について</b>	
施工体系図の中で斜線が引かれているが、どのような意味があるのか。	下請契約の工期が完了した企業に斜線を引いている。
<b>●契約金額について</b>	
優先交渉権者が決まってからの契約金額交渉の過程について教えていただきたい。	発注者と優先交渉権者が、設計数量や仕様が確定された項目を確認しながら、それぞれの金額を価格交渉で擦り合わせていく。 価格交渉で擦り合わなかった場合は、施工条件などを見直し再度価格交渉を行う手続きとなる。
<b>●予定価格について</b>	
予定価格の算出方法について教えていただきたい。	国土交通省で定めた標準歩掛りや、優先交渉権者の見積りにて予定価格を定めている。

(4) 簡易公募型競争入札方式（建設コンサルタント業務等）	
意見・質問	回 答
<b>令和2－3年度</b>	
<b>新居浜バイパス地質調査業務</b>	
●入札額の差について	
入札者の中で1者のみ高い金額となっているが何か要因があるのか。既存の調査結果が示されており、それに従って積算するのであれば、そんなに差が出るとは思えないが。	機械等のリース代や企業の所在地による交通費の違いなどが入札価格差に反映しているものと思われる。

(5) 通常指名競争入札方式（建設コンサルタント業務等）	
意見・質問	回 答
<b>令和2－3年度</b>	
<b>那賀川管内測量業務</b>	
●技術力の評価について	
測量業務については、参加企業が多く競争原理が働くのは望ましいが、その反面過度な価格競争を招かないか危惧している。 技術進歩が期待できる業務内容を組み込むなどして業務成績に差が出るようにし、その実績が後の入札時に生かされるような評価方法に移行してもいいのではないか。	この業務はそれほど高い技術力を要さない測量業務のため、技術評価を求めるような契約手続きは考えていない。
●指名回数等について	
手持業務状況や指名回数等、指名に偏りがないうようにする工夫がされていると思うが、結果を見るとやはり偏りがあるように見られる。その辺りに対する考えや対応をお聞かせいただきたい。	特に大きな偏りは、みられない。また指名回数に偏りが発生しないように、手持ち業務量などの確認を行っている。

(6) 簡易公募型プロポーザル方式（建設コンサルタント業務等）	
意見・質問	回 答
<b>令和2年度</b>	
<b>道路橋の維持管理に向けた3次元データの検討業務</b>	
<b>●技術提案の評価について</b>	
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ヒアリング未実施とのことだが、代替手段は何か講じたのか。	新型コロナウイルス感染拡大にあたり、不要不急の外出制限の観点からヒアリングは省略し、技術提案の書面審査で評価を行った。
特定テーマに対する技術提案のどのような点が評価されたのか。 総じて各企業の点数が低いのが気になる。	求めたテーマに関して、点数の低い者はシステムやスキーム等に関する提案であったもので、これらは、発注者の求める着眼点ではなかった。
特定された者以外は、発注者が想定したものと違う提案が出てきたということだが、今回は意図するところがうまく伝わっていたのか。そうでなければ競争性が働かないことにもなるが、その点をどう考えているのか。	入札資料の作成においては、発注者の意図が伝わるように記載しているが、本業務は既存にない業務のため、参加者が着眼点を的確に提案できなかったのかも知れない。
特定テーマの主旨等について、企業から問い合わせがあった場合に、回答できるような制度になっているのか。 意図をくみ取れなかった企業、新しく参入する企業に対する可能な範囲でのフィードバック等は考えているか。	特定テーマの主旨等を含む入札説明書の内容については、質問書の受付及び回答を行う仕組みとなっている。

(7) 一般競争（役務及び物品）	
意見・質問	回 答
<b>国営讃岐まんのう公園で使用する電気</b>	
<b>●電気の落札率について</b>	
電気の落札率について、何か特質等があるか。 電力価格の単価の値下がりによって入札の金額が下がったのか。	現在、電気については自由化が進んでいるところが一つの大きな要因ではないかと考えている。 まんのう公園の契約電力、年間使用電力実績から各入札者の落札したいという意欲が強かったことが、価格が低くなった要因ではないかと考えている。

●電気の予定価格について	
今後、電気に関する金額の設定時にこの結果を反映していただきたい。	一般的に電気の契約は、対象施設の規模や地域条件等により色々と変わってくる。そのため入札参加者から、見積もりを取り安い価格を参考に予定価格を作成しているところであり、発注の都度、予定価格を算出することになる。
予定価格は、今回の実績も踏まえて、金額の設定を検討すべきではないか。	ご提案については、今後の契約にどのように生かせるのか検討したい。

## 2. 指名停止等の運用状況

意見・質問	回 答
特になし	

## 3. 談合情報等への対応状況

意見・質問	回 答
特になし	

## 4. 再度入札における一位不動状況（「価格が最低である入札参加者が、当初入札時と同一となる案件」の発生状況）

意見・質問	回 答
特になし	

## 5. 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況

意見・質問	回 答
特になし	

6. 一者応札の発生状況（入札者及び技術（企画）提案書提出者が1者の発生状況）

意見・質問	回 答
<p>一者応札の割合が高い。他の地整と比べても高いというのが気になっている。引き続き一者応札の発生率が今後も増えていかない様な努力をしていただきたい。</p>	<p>一者応札の割合が高いのは全国的な傾向であり、四国が突出しているわけではない。 その背景として四国の建設企業数がこの20年間で大幅に激減している。特に徳島県と愛媛県では約半分に減少している。</p>
<p>工事系で一者応札の案件がやや目立つのが気になる。また、一者応札の発生率が変動はあれど、経年的にやや増加傾向にあるようにも見受けられる。理由として何か考えられるか。 そもそも競争参加資格を確認した者の数がかなり少ない点も気になるので、原因を特定した上で、何らかの対応を検討する必要があるかと思う。</p>	<p>また、建設業就業者の高齢化が進行し約20年前を境に高齢化・若手技術者の減少が顕著になっている。 このような背景も一者応札の一因かと思われる。</p>

7. 不調・不落の発生状況

意見・質問	回 答
<p>特になし</p>	

8. 高落札率の発生状況（四国地整及び事務所毎の平均落札率の状況）

意見・質問	回 答
<p>特になし</p>	

9. 施工体制確認結果による入札無効の状況

意見・質問	回 答
<p>特になし</p>	